

ＴＰＰ（環太平洋パートナーシップ）等総合対策本部の設置について

平成 25 年 4 月 5 日
閣 議 決 定
平成 29 年 7 月 11 日
一 部 改 正
令和 7 年 11 月 11 日
一 部 改 正
令和 8 年 1 月 20 日
一 部 改 正

1. 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定に関する交渉等の方針の企画及び立案並びに総合調整、同協定等の実施に向けた総合的な政策の策定等のため、内閣に、ＴＰＰ等総合対策本部（以下「本部」という。）を設置する。
2. 本部の構成は、次のとおりとする。なお、内閣総理大臣は、必要に応じ、本部に出席することができる。また、本部長は、必要があると認めるときは、関係大臣その他関係者の出席を求めることができる。

本 部 長 内閣官房長官

副 本 部 長 日本成長戦略担当大臣

本 部 員 外務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣

3. 本部の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

附 則

1. この規程は、閣議決定の日から実施する。
2. 閣僚会議等の廃止について（令和 8 年 1 月 20 日閣議決定）による廃止前のＴＰＰ等総合対策本部が検討した事項等（総合的なＴＰＰ等関連政策大綱（令和 2 年 12 月 8 日ＴＰＰ等総合対策本部決定）を含む。）については、本部に引き継がれるものとする。